

バリアフリー法に基づく基本方針における 次期目標について

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

背景

- 現行の基本方針におけるバリアフリー化の目標は令和2年度までの期限となっていることから、「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において、**学識経験者、高齢者・障害者等団体、事業者団体の方々から専門的・具体的なご意見をいただき**ながら、新型コロナウイルス感染症による影響等の状況も踏まえ、**次期目標をとりまとめ**。

(第8回検討会: 令和元年11月15日、第9回検討会: 令和2年1月16日、第10回検討会: 令和2年6月17日、第11回検討会: 令和2年11月18日)

次期目標の設定に向けた見直しの視点

- ・現行目標においては、施設等の種別ごとにバリアフリー化の目標を設定し、国、地方公共団体、施設設置管理者等が連携してバリアフリー化に取り組み、一定程度の進捗がみられるが、引き続きバリアフリー化を進める必要がある。
- ・次期目標については、**ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進**していく観点から、**以下の点に留意**。
 - 各施設等について**地方部を含めたバリアフリー化**の一層の推進
(平均利用者数^(※1)が2,000人以上3,000人未満/日であって基本構想に位置付けられた旅客施設等に関する目標を追加)
 - **聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリー**の進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
 - **マスタープラン・基本構想の作成**による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
 - 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「**心のバリアフリー**」^(※2)の推進

※1: 新型コロナウイルス感染症のような特殊な外的要因により、年度によっては前年度に比べ著しく増減する可能性があることから、適切に補正した結果(例えば、過去3年度における平均値を用いる)も考慮したうえで、取り組む

※2: 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)において、「心のバリアフリー」を体现するためのポイントとして、「障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること」、「障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。」及び「自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。」が挙げられている

目標期間

- ・現行目標期間: 平成23年度(2011年度)から令和2年度(2020年度)までの10年間
- ・次期目標期間: 社会資本整備重点計画等の計画期間、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、時代の変化により早く対応するため、**おおむね5年間**^(※3)

※3: 新型コロナウイルス感染症による更なる影響、新技術の開発など予見し難い状況の変化が生じた場合には、次期目標期間内であっても、必要に応じて目標の見直しに努める

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	段差の解消	92%	○バリアフリー指標として、 <u>案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加</u> ○3,000人以上/日の施設及び <u>基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設</u> を原則100% ○この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化 ※高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリールートの複数化を進める ※駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		<u>案内設備(※2)</u>	<u>74%</u>	
		障害者用トイレ(※3)	89%	
	ホームドア・可動式ホーム柵		858駅	○駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、 <u>全体で3,000番線</u> ○うち、10万人/日以上の駅は800番線
	鉄軌道車両(※4)		75%	○ <u>約70%</u> ※令和2年4月に施行された新たなバリアフリー基準(鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを1列車につき2箇所以上とすること等を義務付け)への適合状況(50%程度と想定)を踏まえて設定 ※新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バス	バスターミナル(※1)	段差の解消	95%	バリアフリー指標として、 <u>案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加</u> ○3,000人以上/日の施設及び <u>基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上/日の施設</u> を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	98%	
		<u>案内設備(※2)</u>	<u>76%</u>	
		障害者用トイレ(※3)	84%	
	乗合バス車両(※4)	ノンステップバス	61%	<u>約80%</u>
		リフト付きバス等(適用除外車両)	5%	○約25%をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化 ○ <u>1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする</u>
	貸切バス車両(※4)		1,081台	約2,100台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入する等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両(※4)		37,064台	○ <u>約90,000台</u> ○ <u>各都道府県における総車両数の約25%について、ユニバーサルデザインタクシーとする</u>
船舶	旅客船ターミナル(※1)	段差の解消	100%	○バリアフリー指標として、 <u>案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加</u> ○ <u>2,000人以上/日の施設</u> を原則100% ○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	100%	
		<u>案内設備(※2)</u>	<u>54%</u>	
		障害者用トイレ(※3)	100%	
	旅客船(旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。)(※4)		48%	○ <u>約60%</u> ○ <u>2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化</u> ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について(最終とりまとめ)(概要)

			2019年度末 (現状(速報値))	2025年度末までの目標
航空	航空旅客ターミナル (※1)	段差の解消	87%	○バリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運航情報提供設備、案内用図記号による標識等)の設置を追加 ○2,000人以上/日の施設を原則100% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	95%	
		案内設備(※2)	95%	
		障害者用トイレ(※3)	97%	
	航空機(※4)		99%	原則100%
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		63% (※5,※6)	約70%
都市公園	園路及び広場		57% (※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	駐車場		48% (※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約60% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	便所		36% (※6)	○規模の大きい概ね2ha以上の都市公園を約70% ○その他、地域の実情にかんがみ、利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
路外駐車場	特定路外駐車場		65% (※6)	約75%
建築物	2,000㎡以上の特別特定建築物(※7)のストック		61%	○床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物を約67% ○床面積の合計が2,000㎡未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例整備の働きかけ、ガイドラインの作成及び周知により、バリアフリー化を促進 ※公立小学校等については、文部科学省において目標を定め、障害者対応型便所やスロープ、エレベーターの設置等のバリアフリー化を実施する
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		99%	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等は原則100%
		音響機能付加信号機	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている信号機については原則100%
		エスコートゾーン	—	主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ必要な部分に設置されている道路標示については原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針の作成		8自治体(※8)	約350自治体(全市町村(約1,740)の約2割)
	移動等円滑化基本構想の作成		304自治体(※9)	約450自治体(2,000人以上/日の鉄軌道駅及びバスターミナルが存在する市町村(約730)の約6割に相当)
「心のバリアフリー」			—	○移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備する ○「心のバリアフリー」の用語の認知度を約50%(現状:約24%(※10)) ○高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合を原則100%(現状:約80%(※11))

※1 1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

※2 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※3 便所を設置している旅客施設が対象。

※4 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備(車両等の運行(運航を含む。))に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備)の設置等が含まれる旨を明記。

※5 重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路約4,450kmが対象。

※6 2019年度末の数値は集計中であるため2018年度末の数値。

※7 公立小学校等(小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校(前期課程に係るものに限る。))で公立のものは除く。

※8 2020年6月末の数値。

※9 2020年3月末の数値。

※10 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※11 2020年6月に国土交通省が実施した「心のバリアフリーに関するアンケート調査」による。

※12 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

ユニバーサルデザイン推進本部の立ち上げ

東京オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとしての「**真の共生社会の実現**」を図るとともに、**障害当事者目線**に立った施策を展開していくため、本省・地方局にそれぞれ**ユニバーサルデザイン推進本部**を立ち上げ、国・地方が一体となって、共生社会ホストタウンをはじめとする、全国の市町村における「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」の推進を図る。

本省推進本部における施策

- 本省各局・地方局の取組状況の情報共有
- 共生社会ホストタウンの取組に関する地方本部と連携した支援

地方ブロック推進本部における施策

- 地方ブロック一体となった**マスタープラン・バリアフリー基本構想の策定促進**
- バリアフリー教室等の共同開催など**心のバリアフリーの推進**
- 共生社会ホストタウン市町村への主導的な支援**

等

推進体制

本省ユニバーサルデザイン推進本部

(本部長)
総合政策局長

(副本部長)
総合政策局次長

(本部員)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ○総合政策局安心生活政策課長 | ○鉄道局鉄道サービス政策室長 |
| ○大臣官房官庁営繕部整備課長 | ○鉄道局都市鉄道政策課長 |
| ○総合政策局総務課政策企画官 | ○鉄道局技術企画課長 |
| ○総合政策局事業総括調整官 | ○自動車局旅客課長 |
| ○総合政策局地域交通課長 | ○海事局内航課長 |
| ○不動産・建設経済局情報活用推進課長 | ○海事局安全政策課船舶安全基準室長 |
| ○都市局街路交通施設課長 | ○港湾局産業港湾課長 |
| ○都市局公園緑地・景観課長 | ○港湾局技術監理室長 |
| ○水管理・国土保全局河川環境課長 | ○航空局航空ネットワーク企画課長 |
| ○道路局環境安全・防災課長 | ○航空局航空事業課長 |
| ○住宅局住宅総合整備課長 | ○観光庁観光産業課長 |
| ○住宅局建築指導課長 | ○観光庁参事官(外客受入) |

地方ブロックユニバーサルデザイン推進本部

- 各地方ブロックとも、地方運輸局・地方整備局等の幹部・課長クラスで構成

(地方運輸局)

- 交通政策部
- 鉄道部
- 自動車交通部
- 海事振興部
- 海上安全環境部
- 観光部

(地方整備局)

- 企画部
- 営繕部
- 建政部
- 河川部
- 道路部
- 港湾空港部

(地方航空局)

- 空港部
- 総務部

(北海道開発局)

- 開発監理部等

(沖縄総合事務局)

- 運輸部
- 開発建設部

ユニバーサルデザイン推進本部(地方ブロックの主要議題)

1. 基本的考え方

バリアフリー法改正や新たなバリアフリー整備目標策定を踏まえ、地方部のバリアフリー整備の加速化や基本構想等の策定促進等を図るため、本省・地方に「ユニバーサルデザイン推進本部」を設置し、推進体制を強化

2. 地方ブロックユニバーサルデザイン推進本部で取り扱う議題

(1) マスタープラン・基本構想の策定促進

- **地方本部の一丁目一番地は、マスタープラン・基本構想の策定促進** —— バリアフリー目標の達成の鍵は、本部のプロモート活動の積極的实施
- 本部員が日頃から付き合いのある自治体とのつながりをフルに活用したり、市町村の実情に詳しい都道府県担当者を巻き込むことにより、本部員が緊密に連携して働きかけを実施

(2) バリアフリー教室等の共同開催

- 整備局や市町村と共同してバリアフリー教室を開催する等、心のバリアフリーを本部のテーマとして取り上げ

(3) 共生社会ホストタウンに対する主導的な支援

- オリパラ大会のレガシーは「真の共生社会の実現」—— **国交省は大会終了後も共生社会H Tの取組を主導的に支援**。共生社会H Tにおける基本構想等の策定や心のバリアフリーの取組を継続的にフォロー。

(4) その他

- 地方本部の本旨は、会議の開催そのものではなく、推進体制を構築すること
- **今後のバリアフリーのキーワードは、「当事者参画」** —— 地方本部で問題意識を共有し、当事者参画の取組について本部で検討

【目的】本省・地方局のバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策の推進体制の強化を図り、障害当事者目線に立った施策を展開するため、本省・地方局にそれぞれ**常設**のユニバーサルデザイン推進本部を立ち上げ、関係各局が連携してスピード感を持って各種課題の解決を図る。

本省推進本部における施策

- 本省各局のバリアフリー化施策、地方局の取組状況の情報共有
- 個別施設の整備ガイドラインの各課題の他の個別施設への反映、バリアフリールート情報の一元化、地方部の更なるバリアフリー化推進

北陸信越ブロック推進本部における施策

- 運輸局・整備局が共同し、市町村の市長や部長に対し、基本構想・マスタープラン策定促進に向けたハイレベルなプロモーション活動を実施
- 共生社会ホストタウン運輸局窓口への相談を通じた市町村への支援
- OR2バリアフリー法改正における教育啓発特定事業の創設を踏まえ、バリアフリー教室、障害当事者の講演会、事業者の接遇研修指導など、心のバリアフリー関連事業を共同実施
- その他、評価会議地域分科会とは別の枠組みや障害種別ごとの意見交換、障害当事者が参画した現地視察の実施など、独自に実施する各種連携施策を自律的に実施

北陸信越ブロックユニバーサルデザイン推進本部

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ○運輸局・整備局・航空局の幹部・課長クラスで構成 | |
| 本部長 | 副本部長 |
| 北陸信越運輸局交通政策部長 | 北陸地方整備局企画部事業調整官 |
| | 北陸信越運輸局交通政策部次長 |
| (北陸信越運輸局) | (北陸地方整備局) (関東地方整備局) |
| ○交通政策部 | ○企画部 広域計画課 |
| 交通企画課、バリアフリー推進課(事務局) | ○営繕部 整備課 |
| ○鉄道部 | ○建政部 都市・住宅整備課 |
| 計画課、技術・防災課 | ○河川部 河川計画課 |
| ○自動車交通部 | ○道路部 地域道路課、交通対策課 |
| 旅客課 | ○港湾空港部 港湾管理課 |
| ○海事部 | (東京航空局・大阪航空局) |
| 海事産業課、海事技術専門官 | ○空港部 管理課、新潟空港事務所 |
| ○観光部 | ○総務部 航空振興課、中部空港事務所 |
| 観光企画課 | |

本省・全国地方ブロックリスト

- 本省
 - 北海道ブロック
 - 東北ブロック
 - 関東ブロック
 - 中部ブロック
 - 北陸信越ブロック
 - 近畿ブロック
 - 中国ブロック
 - 四国ブロック
 - 九州ブロック
 - 沖縄ブロック
- 本省ユニバーサルデザイン推進本部ほか
地方ブロック全国10(運輸局単位)